

5年未満保存

職首発 0519 第 1 号
職派若発 0519 第 2 号
職雇建発 0519 第 2 号
平成 27 年 5 月 19 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省
職業安定局
首席職業指導官
派遣・有期労働対策部
若年者雇用対策室長
雇用開発部
建設・港湾対策室長

建設業の人材確保・育成策について

建設業においては、長期にわたる建設投資の減少に伴い、競争が激化したことによる技能労働者の就労環境の悪化や東日本大震災の復興需要、東京オリンピック・パラリンピック開催等による建設投資の増加に伴う建設業の人材確保・育成の必要性等に鑑み、これまで国土交通省・厚生労働省の現状認識の共有や相互の施策を支援するなど、両省で連携した取組を行ってきたところである。

平成 27 年度においても引き続き、両省が連携して施策等を実施し、建設業の人材の確保・育成を進めていくため、「魅力ある職場づくり」「人材確保施策」「人材育成施策」の 3 つの観点から別添 1 「建設業の人材確保・育成に向けて」のとおり取組内容をとりまとめ、平成 27 年 4 月 24 日に両省からプレスリリースを行ったところである。

貴職においては、当該取組内容について、下記に留意しつつ、遺漏なきようお願いする。

なお、平成 27 年 5 月 11 日付で、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会及び一般社団法人全国中小建設業協会に対して、傘下企業等への施策の周知及び活用をお願いしていることを申し添える。

記

1 国土交通省地方整備局との連携について

今回とりまとめられた施策については、両省それぞれが実施するが、具体的な連携については、国土交通省と調整の上、追ってお知らせする。

2 国土交通省作成のパンフレットについて

国土交通省が作成している建設業のPRパンフレットについては、建設人材確保プロジェクトを実施しているハローワーク（以下「建設人材確保プロジェクト実施ハローワーク」という。）をはじめとした各ハローワーク等にも送付される予定である。そのため、各ハローワークにおいては、建設分野への就職を希望する求職者等への配布を行うこと。

また、労働局・ハローワークによる高校生の就職支援活動に関し、管轄内の普通高校・工業高校を訪問する際に、建設分野への就職を検討する契機となるよう、当該パンフレットを配布されたい。

3 「建設分野における『魅力ある職場づくり』に向けて」について

建設人材確保に係る好事例となる会社の取組及び関係助成金を一覧にした資料である「建設分野における『魅力ある職場づくり』に向けて」（別添2）を活用し、管内の建設業界団体への周知や求人開拓等の事業所訪問時に活用されたい。

4 雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）と他の施策との連携

本事業の実施にあたっては、「人材確保施策」「人材育成施策」との連携が有効であることから、以下の点にも留意すること。

ア 支援対象企業の選定の協力に当たり、以下のような人材の確保・育成に前向きと考えられる企業も参考としつつ、労働局において雇用管理改善に向けた啓発や支援が必要な企業として把握している場合には、本事業の活用を推奨すること。

- ・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域しごと支援事業）
や建設労働者緊急育成支援事業（職業能力開発局委託事業）を通じて、ハローワークに求人を提出している企業。
- ・若者応援宣言企業

イ 本事業において得られた雇用管理改善の好事例については、建設人材確保プロジェクト実施ハローワークをはじめとした各ハローワーク等において、未充足求人の事業主への求人条件の緩和指導に活用するとともに、事業主向けのセミナー等において紹介すること。

5 各事業の実施について

とりまとめた取組にある各事業の実施については、一部を除き既に担当各課室から通知がされているところであるが、各地域の実情に応じ、更なる効果的な事業の実施をお願いする。

6 求人受理における社会保険の加入の確認と指導について

国土交通省においては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年11月1日施行、平成27年4月1日改定)に基づき、建設業者における社会保険の未加入対策を推進しているところである。このため、ハローワークにおいても、引き続き、求人受理における社会保険の加入の確認と指導について、平成22年6月14日付け職発0614第3号「厚生年金等及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応について」に基づき適切に対応をしていただくようお願いする。